2026年6月2日

吸収分割に関する事項（事前開示事項）について

（吸収分割承継会社）
東京都港区芝浦三丁目14番15号タチバナビル
スキマワークス株式会社
代表取締役社長　赤荻　心

（吸収分割会社）
東京都港区東新橋一丁目5番2号
株式会社タイミー
代表取締役社長　小川　嶺

スキマワークス株式会社（以下「スキマワークス」といいます。）及び株式会社タイミー（以下「タイミー」といいます。）は、2026年5月18日付で吸収分割契約（以下「本分割契約」といいます。）を締結し、2026年8月1日を効力発生日として、タイミーを吸収分割会社、スキマワークスを吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本分割」といいます。）を行い、タイミーのフィールドマネージャー事業及びロジヒーローの営業に係る事業に関する権利義務をスキマワークスに承継させることといたしました。

本分割に関する事前開示事項（会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条）は、以下のとおりです。

1. 本分割契約の内容

本分割契約の内容は、別紙1のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項

本分割契約においては、本分割に際して、スキマワークスが、タイミーに対し、本分割により承継する権利義務に代わる金銭等を交付しない旨、及びスキマワークスの資本金及び準備金の額が増加しない旨を定めております。スキマワークスはタイミーの完全子会社であり、本分割は完全親子会社間の吸収分割であることから、当該定めは相当であると判断しております。

3. 会社法第758条第8号の事項に係る決議に関する事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. スキマワークス（吸収分割承継会社）に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 2－1（計算書類）、別紙 2－2（事業報告）及び別紙 2－3（監査報告）のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. タイミー（吸収分割会社）に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 3－1（計算書類）、別紙 3－2（事業報告）及び別紙 3－3（監査報告）のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

タイミーは、2026 年 3 月 25 日開催の取締役会において決議しました、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づく自己株式の取得につきまして、下記のとおり実施しました。

記

1．取得対象株式の種類	普通株式
2．取得した株式の総数	1,007,200 株
3．株式の取得価額の総額	1,275,666,600 円
4．取得期間	2026 年 3 月 26 日から 2026 年 5 月 7 日（約定ベース）
5．取得方法	東京証券取引所における市場買付

7. 債務の履行の見込みに関する事項

2025 年 10 月 31 日現在、スキマワークス及びタイミーの貸借対照表における資産の額、負債の額及び純資産の額は、下表のⅰ、ⅱのとおりです。なお、本分割によりスキマワークスがタイミーから承継する資産及び負債はありません。

		資産の額	負債の額	純資産の額
ⅰ	スキマワークス	323,283 千円	217,728 千円	105,554 千円
ⅱ	タイミー	33,445,562 千円	18,882,608 千円	14,562,954 千円

いずれの会社についても、本分割の効力発生日までに資産及び負債の状態に重大な変動を

生じる事態は現在のところ予測されておらず、本分割後における両社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

これに加え、両社の収益及びキャッシュフローの状況等に鑑みて、両社が負担する債務については、本分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断いたします。

以　上

別紙１

吸収分割契約書

スキマワークス株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社タイミー（以下「乙」という。）は、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（吸収分割の方法）

1. 甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を吸収分割承継会社、乙を吸収分割会社として、乙のフィールドマネージャー事業及びロジヒーローの営業に係る事業（これに関連する契約その他の権利義務を含む。）（以下「本件事業」という。）を乙に承継させるため、吸収分割（以下「本分割」という。）を行う。
2. 本分割にかかる吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである。
   （１） 吸収分割承継会社（甲）
   商号：スキマワークス株式会社
   住所：東京都港区芝浦三丁目 14 番 15 号タチバナビル
   （２） 吸収分割会社（乙）
   商号：株式会社タイミー
   住所：東京都港区東新橋一丁目５番２号

第２条（効力発生日）

本分割が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026 年８月１日とする。ただし、本分割の手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙間で協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第３条（吸収分割の対価及び吸収分割承継会社の資本金等）

1. 甲は、本分割に際し、乙に対して、本分割により承継する権利義務に代わる金銭等を交付しないものとする。
2. 本分割に際して、甲の資本金及び準備金の額は増加しない。

第４条（吸収分割承認手続き）

1. 甲は、会社法第 796 条第１項及び第２項の規定により、本契約につき株主総会の承認を要しない。
2. 乙は、会社法第 784 条第２項の規定により、本契約につき株主総会の承認を要しない。

第５条（承継する権利義務）

本分割により甲が乙から承継する雇用契約その他の権利義務等は、次の各号に掲げるものとする。なお、乙から甲に対して承継される債務は一切ない。

① 雇用契約
効力発生日において乙に在籍し、本件事業に主として従事する全ての従業員（雇用形態を問わず、かつ出向者、休職者及び採用内定者等を含む。）に係る雇用契約上の地位及び当該契約に基づいて発生した一切の権利義務。ただし、乙が甲に承継させる必要がないと判断した乙の従業員との間の雇用契約に関する契約上の地位及びこれらに基づき発生した一切の権利義務は除く。

② その他の権利義務
本件事業に関する一切の契約（乙の従業員との間の雇用契約を除く。）に係る契約上の地位及びこれらの契約に基づく一切の権利義務

第6条（善意注意義務）
甲及び乙は、本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間、善良な管理者の注意をもって各自の事業を遂行するものとし、本件事業又は本分割に重大な影響を及ぼす事項については、その実行の可否について、あらかじめ相手方と協議し、相手方の書面による承諾を得なければならない。

第7条（本契約の変更及び解除）
本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間に、甲又は乙の財産状態又は経営成績に重大な変動が発生し又は判明した場合、本契約に従った本分割の実行に重大な支障となりうる事象が発生し又は判明した場合その他本分割の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更し、又は解除することができる。

第8条（協議事項）
本契約に定めるもののほか、本分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議し合意の上、これを定める。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙記名押印の上、各1通を保有、又は本書の電磁的記録を作成し、甲及び乙電子署名若しくは電子押印の上、各自その電磁的記録を保管する。

2026年5月18日

甲：東京都港区芝浦三丁目14番15号タチバナビル
スキマワークス株式会社
代表取締役社長　赤荻　心

乙：東京都港区東新橋一丁目5番2号
株式会社タイミー
代表取締役社長　小川　嶺

スキマワークス株式会社

別紙２－１

貸　借　対　照　表

令和　7年10月31日 現在

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	【 310,120,954】	【流動負債】	【 173,942,964】
現金・預金	206,294,674	短期借入金	10,000,000
売掛金	97,891,048	１年内返済予定の長期借入金	2,868,000
未収入金	177,346	未払金	93,563,939
前払費用	5,757,886	未払法人税等	3,634,200
【固定資産】	【 13,162,113】	未払消費税等	36,983,700
[有形固定資産]	[305,799]	預り金	2,778,374
工具器具備品	305,799	賞与引当金	1,056,403
[投資その他の資産]	[12,856,314]	役員賞与引当金	23,058,348
出資金	15,000	【固定負債】	【 43,786,000】
差入保証金	10,000,000	長期借入金	43,786,000
長期前払費用	451,934	負債合計	217,728,964
敷金	2,389,380	純資産の部	
		【株主資本】	【 105,554,103】
		[資本金]	[174,999,988]
		[資本剰余金]	[174,999,988]
		資本準備金	174,999,988
		[利益剰余金]	[△244,445,873]
		(その他利益剰余金)	(△244,445,873)
		繰越利益剰余金	△244,445,873
		純資産合計	105,554,103
資産合計	323,283,067	負債・純資産合計	323,283,067

スキマワークス株式会社

損　益　計　算　書

自　令和　7年 4月 1日
至　令和　7年10月31日

(単位：円)

科　　目	金　　額	
【純　売　上　高】		
業　務　委　託　費	617,058,789	
派　遣　売　上	13,150,565	
ｽｷﾏﾜｰｸｽ利用料	2,028,473	
人材紹介手数料	400,000	632,637,827
【売　上　原　価】		
スキマワークス原価	3,135,406	
請負人件費(原)	452,985,639	
人　材　派　遣　費	9,967,368	
支払手数料(原)	26,901,225	
法定福利費(原)	21,526,572	
福利厚生費(原)	1,089,846	
通勤交通費(原)	7,033,595	
通　信　費　(原)	369,856	
消耗品費(原)	1,164,469	
保　険　料　(原)	567,920	524,741,896
売上総利益		107,895,931
【販売費及び一般管理費】		130,316,202
営　業　損　失		22,420,271
【営　業　外　収　益】		
受　取　利　息	29,414	
雑　　収　　入	464,149	493,563
【営　業　外　費　用】		
支　払　利　息	583,618	
雑　　損　　失	2,203,589	2,787,207
経　常　損　失		24,713,915
【特　別　損　失】		
減　損　損　失	25,289,570	25,289,570
税引前当期純損失		50,003,485
法人税、住民税及び事業税		313,593
当　期　純　損　失		50,317,078

スキマワークス株式会社

販売費及び一般管理費

自　令和　7年 4月 1日
至　令和　7年10月31日

(単位：円)

科目	金額	
役員報酬	11,480,000	
役員賞与繰入額	23,058,348	
給料手当	24,361,599	
退職金	3,120,000	
法定福利費	10,658,037	
福利厚生費	769,509	
広告宣伝費	3,748,124	
旅費交通費	4,988,245	
交際費	187,661	
会議費	80,593	
通信費	7,563,682	
水道光熱費	212,492	
租税公課	4,023,790	
消耗品費	675,970	
リース料	622,199	
保険料	204,675	
支払手数料	1,172,897	
諸会費	67,001	
新聞図書費	737	
減価償却費	2,911,067	
地代家賃	3,718,533	
支払報酬料	5,744,629	
販売促進費	2,838,410	
研修費	3,183,819	
人材派遣費	5,298,863	
業務委託料	5,537,261	
システム利用料	3,031,658	
賞与引当金繰入	1,056,403	130,316,202
合計		130,316,202

スキマワークス株式会社

株主資本等変動計算書

自　令和　7年 4月 1日
至　令和　7年10月31日

（単位：円）

株主資本			
資本金	当期首残高		100,000,000
	当期変動額	新株の発行	74,999,988
	当期末残高		174,999,988
資本剰余金			
資本準備金	当期首残高		100,000,000
	当期変動額	新株の発行	74,999,988
	当期末残高		174,999,988
資本剰余金合計	当期首残高		100,000,000
	当期変動額		74,999,988
	当期末残高		174,999,988
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	当期首残高		△194,128,795
	当期変動額	当期純損失	50,317,078
	当期末残高		△244,445,873
利益剰余金合計	当期首残高		△194,128,795
	当期変動額		△50,317,078
	当期末残高		△244,445,873
株主資本合計	当期首残高		5,871,205
	当期変動額		99,682,898
	当期末残高		105,554,103
純資産合計	当期首残高		5,871,205
	当期変動額		99,682,898
	当期末残高		105,554,103

スキマワークス株式会社

個　別　注　記　表

自　令和　7年 4月 1日
至　令和　7年10月31日

1.この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成しています。
2.重要な会計方針に係る事項に関する注記
（1）固定資産の減価償却の方法
①有形固定資産・・・・定率法
（2）収益及び費用の計上基準
収益は実現主義による役務提供完了基準、費用は発生主義による債務確定基準
（3）消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は税抜経理方式により処理しております。
3.貸借対照表に関する注記
（1）有形固定資産の減価償却累計額　834,977円
4.1株当たり情報に関する注記
（1）1株当たりの純資産額　63円69銭
（2）1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額　△23円42銭
（3）発行済株式の種類及び総数に関する事項
発行済株式
普通株式（発行済株式）　1,789,039株

別紙の通り報告致します。

令和　8年 1月19日
スキマワークス株式会社

代表取締役　赤荻　心

取　締　役　平林　諒

取　締　役　橋爪　健一

取　締　役　源　道直

取　締　役　堀河　敬宗

別紙２－２

事業報告

（自 2025年4月1日 至 2025年10月31日）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当会計年度における我が国の経済は、個人消費等の一部において足踏みが残るものの、雇用及び所得環境の改善やインバウンド需要の増加等により緩やかな景気の回復が見られる一方で、不安定な国際情勢、円安や物価上昇に加え、金融政策による金利上昇などにより、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

労働市場においては、政府が主導する「年収の壁」への対応策が進められており、持続的な所得向上への期待が高まっているほか、各都道府県における地域別最低賃金の改定が行われ、全国平均は昨年度から66円増加の1,121円となっており、最低賃金が上昇しております。加えて、人口減少や少子高齢化に伴い社会全体での人手不足が恒常化する中、企業の外部人材の受け入れや多様な働き方へのニーズが広がり、新しい「働き方」を提供する当社への需要は今後更に拡大していくものと考えております。

このような我が国の社会・経済環境のもと、当社を取り巻く市場環境としては、物流における配送量の増加及び「2024年問題」と呼ばれる時間外労働における上限時間の設定による深刻な人手不足を背景に、物流倉庫業のアウトソーシングニーズが引き続き増加しております。

以上の結果、当会計年度においてクライアント事業所数は10拠点を超える結果となりました。但し、本会計年度においてはスキマワークス事業の撤退に伴う減損損失を計上いたしました。

また、当会計年度における売上高は632,　637,　827円、営業損失は22,420,271円、経常損失は24,713,915円、親会社株主に帰属する当期純損失は50,317,078円となりました。

(2) 資金調達等についての状況

1 資金調達

資金の機動的かつ安定的な調達に向け、取引銀行2行との間で当座貸越契約を締結しております。当会計年度末における借入実行残高は56,654千円となっております。

2 設備投資

当会計年度の設備投資はありません。

3 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

当社は、2025年8月26日に開催した株主総会にて新株予約権の消却を決議しております。

また、2025年9月30日付で、1株252円で普通株式595,238株を新株発行を行い、149,999,976円を株式会社タイミーから割当増資を受けております。

(3) 財産及び損益の状況

1 当社の財産及び損益の状況

区分	第８期 自2022年4月１日 至2023年3月31日	第９期 自2023年4月１日 至2024年3月31日	第１０期 自2024年4月１日 至2025年3月31日	第１１期 自2025年4月１日 至2025年10月31日

売上高	251,533,679円	499,090,651円	724,463,196円	632,637,827円
営業利益	△109,675,413円	△10,500,931円	3,251,700円	△22,420,271円
経常利益	△108,861,065円	△10,644,461円	2,206,435円	△24,713,915円
親会社株主に帰属する当期純利益	△109,151,088円	△13,946,876円	1,674,629円	△50,317,078円
1株当たり当期純利益	△112円64銭	△11円68銭	1円40銭	△23円42銭
純資産	△35,856,368円	4,196,576円	5,871,205円	105,554,103円
総資産	49,532,467円	130,198,419円	198,148,246円	323,283,067円

(4) 対処すべき課題

当社が、更なる事業拡大のために対処すべき課題は、以下のとおりであると認識しております。

1 職場環境の整備

当社が、物流倉庫のアウトソーシング事業を安全に実施していくためには現場である物流倉庫における労災を防止し、より一層安心安全に働ける環境を整えることが重要な課題であると考えております。

2 優秀な人材の確保

事業の継続的な成長を実現するためには、優秀な人材を採用すると同時に、全従業員が経営方針を理解して、強い企業文化を醸成していくことが重要であると考えております。採用市場は、近年逼迫しておりますが、主にスポットワークのワーカーからの登用し、優秀な人材を獲得してまいります。

3 内部管理体制の強化

当社は成長段階にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。当社が効率的に事業拡大できる体制の確立に向けて、コンプライアンスの徹底及び内部統制の強化を重要な課題として認識しております。これまでも体制整備を進めてまいりましたが、今後も事業規模の拡大に伴って人的補充を行い、定期的な内部監査の実施によるコンプライアンス体制の強化、監査役監査の実施によるコーポレート・ガバナンスの充実などを行っていく方針であります。

4 業務の効率化による生産性向上

事業規模の拡大に備えた増員は、一方で人件費等のコストアップに繋がり当社の利益圧迫要因となります。当社は、全業務のプロセスの継続的な見直しを行い、無駄を削減し業務の効率化を図ってまいります。また、基幹システムを中心にシステム投資を強化し、インフラ面を改善するとともに業務の省力化による生産性向上を図ってまいります。

5 業務基幹システムの維持・強化

当社の業務は、クライアントを個別にかつ的確に管理し、必要な時に迅速に

売上情報等の把握ができることが業務遂行上重要であり、その管理の根幹をなす自社開発の基幹システムを安定的に稼働させることが経営戦略上非常に重要な課題であります。昨今の事業拡大、事業の継続的発展に伴い、当該システムに対する負荷は比例的に増大しますので、機能の拡充を継続的に実施していく方針であります。

6 財務基盤の強化

2025年10月末時点において2つの金融機関との間で総額56,654千円を借り入れているが、現在優先的に対処すべき財務上の課題はないと考えておりますが、今後の事業拡大に備えて、更なる内部留保の確保と営業キャッシュ・フローの改善等により財務基盤の強化を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容

事業内容	主な商品
「Logihero」事業	物流倉庫に特化したBPOサービス

(6) 主要な営業所及び使用人の状況（2025年10月31日現在）

1. 主要な営業所

本社　　：東京都港区

2. 従業員の状況

1 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
28名（263名）	＋ 8名（+77名）	38.7歳	0.9年

（注）従業員数は就業員数であり、社外から当社への出向者を含み、アルバイト・パートタイマー等の臨時雇用者は含まれておりません。アルバイト・パートタイマー等の臨時雇用者の人員数を（）外数で記載しております。

(7) 主要な借入先及び借入額（2025年10月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社りそな銀行	12,868,000円
株式会社日本政策金融公庫	43,786,000円
合計	56,654,000円

2. 株式に関する事項

(1) 株主の状況（2025年10月31日現在）

1 発行可能株式総数　　180,000,000株

2 発行済株式の総数　　1,789,039株

2 株主数　　1名

3　大株主（上位 10 社を記載）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
株式会社タイミー	1,789,039	100.00

(2)　その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3.　新株予約権等に関する事項
当社は、2025年8月26日に開催した株主総会にて新株予約権の消却を決議しております。

4.　会社役員に関する事項
(1) 取締役及び監査役の状況（2025年10月31日現在）

地　位	氏　名	担当および重要な兼任状況等
代表取締役	赤荻 心	
取締役	平林 諒	
取締役	橋爪 健一	株式会社タイミー 執行役員
取締役	堀河 敬宗	
取締役	源 道直	
常勤監査役	川崎 聖子	株式会社タイミー　常勤監査役 スマートニュース株式会社 非常勤監査役

（注）1. 監査役川崎聖子氏は、米国公認会計士の資格を有しているため、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
2. 監査役川崎聖子氏は、当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令の定める額となります。
3. 当社は、保険会社との間で、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員の地位に基づき行なった行為（不作為を含みます。）に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担することとしております。ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことにより起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行なった行為に起因する損害等については、補填されない等の免責事項があります。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

1. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項
　当社は、取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。
2. 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項
　当社の取締役の報酬の限度額は、2026年1月19日開催の株主総会の決議により年額3,000万円以内（決議時点の取締役の員数は5名。ただし、使用人兼務役員の使用人分の報酬は含まない。）と決定しております。その限度額内で、各人の報酬は取締役会で決定することとしております。
　監査役の報酬の限度額は2026年１月19日開催の株主総会の決議により年額1,000万円以内（決議時点の監査役の員数は３名。）と決定しております。
3. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項
　取締役及び監査役の報酬額の決定については、2025年9月に株主総会で承認いただいた報酬限度額の範囲内で、取締役会で決定しております。
4. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人数	報酬等の種類別の額（千円）			計（千円）	摘要
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等		
取締役 （うち社外取締役）	５名 (0名)	18,400 (0)	- (-)	- (-)	18,400 (0)	
監査役 （うち社外監査役）	1名 (1名)	1,800 (0)	- (-)	- (-)	1,800 (0)	

(3) 社外役員に関する事項
1. 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
　該当事項はありません。
2. 主要取引先等特定関係事業者との関係
　該当事項はありません。
3. 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
常勤監査役	川崎 聖子	当事業年度にて就任後に行われた取締役会2回のうち、2回参加しております。米国公認会計士の資格を有しており、長年にわたる金融サービス業界及びグローバル資本市場における豊富な知識・経験を有していることから、客観的かつ中立の立場で監査・提言を行うことで、適切な役割を果たしております。

5.　業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項
当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のような業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、内部統制システムに関する基本方針を定めております。
当社の内部統制システムに関する基本方針の内容及び当該体制の運用状況は以下の通りです。
(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
1　「内部統制システム整備の基本方針」において(以下、同じ)、取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合し、企業倫理を重んじ、かつ、社会的責任を果た

すため「リスク管理規程」を取締役等に周知徹底させる。
2 コンプライアンス管理の主管部門はコーポレート本部とする。
3 取締役や執行役員によって構成されるリスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスク・コンプライアンスに関する研修・意識共有を行うことにより、リスク・コンプライアンスに関する知識を高め、これを尊重する意識を醸成する。
4 「取締役会規程」に基づき、会議体において各取締役及び各部門長の職務の執行状況について円滑な報告がなされる体制を整備する。
5 組織、職制、指揮命令系統及び業務分掌等を定めた「職務分掌規程」、及び各職位の責任体制の運用に関する基本的事項を定めた「職務権限規程」に基づき、これらの規程に従い職務の執行がなされる体制を整備し、経営環境の変化に対応する。
6 連絡先が常勤監査役および法務部に設定された「内部通報窓口」を設置し、社内の法令違反について適切な情報供給がなされる体制を構築する。内部通報窓口の存在の周知と、運用方法については内部通報規程によって社内に周知し、相談者・通報者に対して不利益な取扱いは行わないこととする。
7 内部監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。

(2) 取締役の職務執行に関する情報の保存および管理に対する体制
取締役の職務執行状況の報告は、取締役会議事録等の文書（関連資料および電子媒体等に記録されたものを含む以下「文書」という）に保存され、その情報の管理については、「文書管理規程」の定めるところによる。

(3) 損失の危機に関する規程その他の体制
当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、それに従いリスク管理に係る「リスク管理規程」を設定し、事業活動への影響の重要性と発生可能性の観点から、より対応が必要なリスクを選定し、そのリスクの顕在化を未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、「職務権限規程」を定めて取締役に一定の範囲で権限・責任を委譲するものとする。
2 取締役会は、「取締役会規程」を定めて取締役会に付議・報告すべき重要事項を規定し、取締役会の効率的な運営を図る。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役からの当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
1 監査役が求めた場合には、監査役の職務を補助する使用人を置くこととする。取締役からの独立を確保するため、当該使用人の登用、人事評価・異動については監査役の事前同意を得た上決定するものとし、当該使用人は業務の執行に係る役職を兼務しないものとする。
2 監査役の当該使用人に対する指示の実効性を確保するため、当該使用人は、職務執行に当たっては監査役の指揮命令を受けるものとし、取締役又は内部監査の指揮命令を受けないものとする。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

1　当社の取締役は、法令又は定款に適合せず、あるいはその恐れがある場合、重大な損失の危険がある場合その他重大な問題が発生した場合には、速やかに監査役に報告することとする。
2　「内部通報規程」に基づく社内の相談窓口は常勤監査役と法務部としており、使用人が社内の不正行為を発見した場合には、その任意の選択により、直接常勤監査役に報告できる体制を整備する。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1　監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、監査役は会計監査人及び内部監査と定期的に会合を持ち、それぞれの監査状況を共有し、監査の効率化に努める。
2　監査役が取締役会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、当社は、監査役が重要な会議に出席できる環境を整備するとともに、監査に必要な情報にアクセスできる環境を構築する。

(8) 財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性を確保するために、代表取締役は内部統制システムの整備を経営上の最重要項目の一つと位置づけて財務報告の信頼性確保を推進すること、財務報告における虚偽記載リスクを低減し未然に防ぐよう管理すること、内部監査による業務プロセスのリスク評価の継続的実施と評価結果を代表取締役に報告する体制を整備する。

(9) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
1　当社並びに当社の役員及び従業員が反社会的勢力等に関与し、または利益を供与することを防止することを目的として、「反社会的勢力対応規程」及び「反社会的勢力排除対応マニュアル」を定め、すべての取締役及び監査役並びに使用人に周知徹底する。
2　反社会的勢力等から不当な要求が発生した場合には、代表取締役以下組織全体として対応するとともに、所轄警察担当係・顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備する。

(10)　**業務の適正を確保するために必要な体制の運用状況の概要**
1　コンプライアンス体制およびリスク管理体制
当社は、全社的なリスクを総括的に管理し、コンプライアンスの維持強化を推進するために、事業上のリスクの早期発見と未然防止に努めるほか、コンプライアンスに係る施策の策定やコンプライアンス上の重要な問題を取締役会で審議するなどしております。
2　取締役の職務執行について
毎月１回の定時取締役会を開催しております。重要な事項はすべて取締役会に付議し、業績の状況とその対策及び中期的な経営課題への対処についても検討しております。迅速な意思決定が必要な課題が生じた場合には、随時取締役会を開催し、十分な議論のうえで経営上の意思決定を行います。なお、取締役会には監査役も出席し、適宜意見を述べることで経営に関する適切な牽制機能を果たしております。
3　監査役について
監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し意見を述べるほか、監査計画に基づき重要な決裁書類の閲覧等を通じて、取締役の職務の執行を監査しております。　また、内部監査部門及び会計監査人等と緊密に連携し、情報の共有や

意見交換を行うことで、監査の実効性を高めるよう努めております。

※ 本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

別紙２－３

監　査　報　告　書

2025 年 4 月 1 日から 2025 年 10 月 31 日までの第 11 期事業年度における取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

私、監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2025 年 12 月 19 日

スキマワークス株式会社

常勤監査役　川崎　聖子

別紙３－１

貸　借　対　照　表

（2025年10月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	30,250,547	流動負債	18,257,428
現金及び預金	14,018,803	短期借入金	11,100,000
売掛金	3,769,650	１年内返済予定の長期借入金	139,920
未収入金	1,899	未払金	2,641,039
立替金	11,868,873	未払費用	2,090,707
前払費用	646,772	前受金	17,680
貸倒引当金	△55,451	預り金	118,966
固定資産	3,195,015	未払法人税等	1,483,633
有形固定資産	796,244	未払消費税等	664,460
建物附属設備	557,322	返金負債	1,020
建物附属設備減価償却累計額	△102,234	固定負債	625,180
工具、器具及び備品	625,424	長期借入金	625,180
工具、器具及び備品減価償却累計額	△381,081	負債合計	18,882,608
車両運搬具	6,588	（純資産の部）	
車両運搬具減価償却累計額	△1,008	株主資本	14,555,765
建設仮勘定	91,234	資本金	221,741
投資その他の資産	2,398,770	資本剰余金	7,098,534
投資有価証券	369,628	資本準備金	3,660,138
関係会社株式	473,144	その他資本剰余金	3,438,396
出資金	10	利益剰余金	7,235,489
差入保証金	554,987	その他利益剰余金	7,235,489
長期前払費用	96,651	繰越利益剰余金	7,235,489
繰延税金資産	904,347	評価・換算差額等	△13,980
		その他有価証券評価差額金	△13,980
		新株予約権	21,169
		純資産合計	14,562,954
資産合計	33,445,562	負債純資産合計	33,445,562

損　益　計　算　書

（自　2024 年11月 1 日
至　2025 年10月31 日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		34,289,287
売上原価		1,912,702
売上総利益		32,376,585
販売費及び一般管理費		25,606,813
営業利益		6,769,772
営業外収益		
受取利息	10,994	
ポイント収入額	17,438	
固定資産売却益	1,015	
雑収入	8,116	37,565
営業外費用		
支払利息	113,796	
固定資産除却損	284	
雑損失	475	114,555
経常利益		6,692,781
特別損失		
リース解約損	16,601	16,601
税引前当期純利益		6,676,180
法人税、住民税及び事業税	1,984,440	
法人税等調整額	△640,799	1,343,641
当期純利益		5,332,538

株主資本等変動計算書

（自　2024 年 11 月 1 日
至　2025 年 10 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	149,472	3,587,869	3,438,396	7,026,266
当期変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）	72,268	72,268		72,268
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	72,268	72,268	－	72,268
当期末残高	221,741	3,660,138	3,438,396	7,098,534

	株主資本			評価・換算差額等	
	利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
当期首残高	1,902,950	1,902,950	9,078,689	－	－
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）			144,537		
当期純利益	5,332,538	5,332,538	5,332,538		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				△13,980	△13,980
当期変動額合計	5,332,538	5,332,538	5,477,076	△13,980	△13,980
当期末残高	7,235,489	7,235,489	14,555,765	△13,980	△13,980

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	17,302	9,095,992
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）		144,537
当期純利益		5,332,538
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3,866	△10,113
当期変動額合計	3,866	5,466,962
当期末残高	21,169	14,562,954

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法により評価しております。

② その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法により評価しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物附属設備及び車両運搬具については、定額法を採用しております。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、３年間均等償却によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備	３～15年
工具、器具及び備品	２～15年
車両運搬具	６年

② リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の主たる事業である「タイミー」事業のうち、各サービスにおける主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 「タイミー」マッチングサービス

クライアントとワーカーのジョブマッチングを実施するスキマバイトサービス「タイミー」を主要サービスとして提供しております。当社はタイミー事業者利用規約に基づき、クライアントに対して、ワーカーとのジョブマッチング及びこれと一体となる各種サービスを提供する義務を負っており、クライアントがワーカーの勤務終了を承認しワーカーの賃金等が確定した時点で履行義務が充足されたと判断し、ワーカーの賃金等に一定率をかけて算出されたサービス手数料相当額について収益を認識しております。

② 「タイミーキャリアプラス」正社員採用サービス

主に「タイミー」のクライアントに対して、登録ワーカー等の正社員採用サービスとして「タイミーキャリアプラス」を提供しております。当社はタイミーキャリアプラス事業者利用規約に基づき、クライアントが提示した求

人条件に合致するワーカーを紹介する履行義務を負っており、ワーカーがクライアントへ入社した時点で履行義務が充足されたと判断し、入社者の想定年収等に一定率をかけて算出されたサービス手数料相当額から、早期の退職等が発生した場合の返金値引を控除した金額について収益を認識しております。

なお、早期の退職等が発生した場合の返金値引の見積控除金額は、「返金負債」に含まれるものとして認識しております。

③ 受入負荷軽減プロジェクト

主に「タイミー」の物流・食品製造業界のクライアントに対して、ワーカーの受入サポートやワーカーへの現場教育等業務を担うフィールドマネージャーの配置など、様々なワーカー受入負荷軽減のソリューションを提供しております。当社は、当社と雇用契約を締結したフィールドマネージャーを派遣先企業に派遣し、契約に合意された期間にわたって、約束した派遣サービスを提供する履行義務を負っており、当該サービスは稼働時間の経過につれて充足されると判断し、契約期間における稼動実績に応じて収益を認識しております。

④ プロジェクト支援業務

主に地方自治体等に対して、人手不足の解消による地方の創生を意図したプロジェクト支援業務を行っております。当該業務は業務委託契約等に基づき、プロジェクト管理やコンサルティングサービス等を提供する履行義務を負っており、当該サービス等を提供するにつれて履行義務が充足されると判断しております。そのため、サービスの提供に応じて収益を認識しております。

2．収益認識に関する注記

連結注記表「2．収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3．会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産　904,347千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

繰延税金資産の回収可能性の判断基準については、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に定める会社分類に基づき、翌5年間の税金負担額を軽減することが見込まれる範囲内で繰延税金資産を計上しております。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）で示されている、企業の分類の妥当性、将来の課税所得の十分性、将来減算一時差異の回収見込年度のスケジューリングに用いられる仮定に依存します。将来の収益力に基づく課税所得の見積りは将来の事業計画を基礎としており、過去実績や市場環境を踏まえた募集案件数およびワーカー稼働数の増加による売上高の増加等、また、競業

企業の新規参入の影響等、経営者の重要な判断と見積りの要素を伴う主要な仮定を含んでおります。なお、この見積りの結果、当事業年度末において計算書類に計上した繰延税金資産の内訳については、「6．税効果会計に関する注記」に記載しております。

③　翌事業年度の計算書類に与える影響

当該見積りは、将来の不確実な経済状況の変動、今後の競業企業の新規参入などによって影響を受ける可能性があり、実際に生じた課税所得の時期および金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において繰延税金資産を認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

4．貸借対照表に関する注記

(1) 当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行９行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	当事業年度 (2025年10月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	33,000,000 千円
借入実行残高	11,100,000 千円
差引額	21,900,000 千円

なお、本契約の一部には、貸借対照表の純資産の部の金額や損益計算書の営業損益より算出される一定の指標等を基準とする財務制限条項が付されております。

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権　　31,810 千円

5．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式　　100,314,000株

(2) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）の目的となる株式の数

普通株式　　3,135,000株

6．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
ソフトウェア償却	686,323 千円
未払事業税等	103,582
減価償却超過額	36,917
未払金	60,545
その他	18,531
繰延税金資産小計	905,900
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,552
繰延税金資産合計	904,347

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2025 年 10 月 31 日)
法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%
住民税均等割等	0.4%
評価性引当額の増減	△5.4%
税率変更による影響	△0.2%
賃上げ税制による税額控除	△5.1%
その他	△0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.1%

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和７年法律第 13 号) が 2025 年３月 31 日に国会で成立し、2026 年４月１日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026 年 11 月１日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産については、法定実効税率を 30.62%から 31.52%に変更し計算しております。

なお、この変更による影響は軽微であります。

7．関連当事者との取引に関する注記
役員及び個人主要株主等

（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	株式会社レバンガ北海道（注２）	―	―	広告宣伝費の支払（注３）	10,000	前払費用	7,333
役員	八木　智昭	（被所有）直接 ―	―	新株予約権の行使（注４）	34,776	―	―

（注）１．取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
２．株式会社レバンガ北海道は当社代表取締役小川嶺が議決権の過半数を保有する会社等であります。
３．取引条件及び取引条件の決定方針等
独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件及び取引条件の決定方針等で行っております。
４．2021年４月15日開催の取締役会決議に基づき付与された、新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は当事業年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に、１株当たりの払込金額を乗じた金額を記載しております。

８．１株当たり情報に関する注記
(1) １株当たり純資産額　　144円96銭
(2) １株当たり当期純利益　　53円76銭

９．企業結合に関する注記
連結注記表「７．企業結合に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

１０．重要な後発事象に関する注記
該当事項はありません。

以上

別紙３－２

事業報告

（自 2024年11月1日 至 2025年10月31日）

１．企業集団の現況に関する事項

（１）事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国の経済は、個人消費等の一部において足踏みが残るものの、雇用及び所得環境の改善やインバウンド需要の増加等により緩やかな景気の回復が見られる一方で、不安定な国際情勢、円安や物価上昇に加え、金融政策による金利上昇などにより、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

労働市場においては、政府が主導する「年収の壁」への対応策が進められており、持続的な所得向上への期待が高まっているほか、各都道府県における地域別最低賃金の改定が行われ、全国平均は昨年度から66円増加の1,121円となっており、最低賃金が上昇しております。加えて、人口減少や少子高齢化に伴い社会全体での人手不足が恒常化する中、企業の外部人材の受け入れや多様な働き方へのニーズが広がり、新しい「働き方」を提供する当社グループへの需要は今後更に拡大していくものと考えております。

このような我が国の社会・経済環境のもと、当社グループを取り巻く市場環境としては、深刻な人手不足を背景に、マッチング事業として人材流動化を促進し、物流業や小売業を中心とした登録クライアント事業所数及びアクティブアカウント数（注１）が引き続き増加しているほか、広告媒体ごとの広告市況や顧客の反応、CPI（注２）を随時モニタリングしながらマーケティング効率の向上に努めており、主にワーカー向けのデジタル広告によるマーケティング活動により、登録ワーカー数においても大幅に増加しております。また、当連結会計年度における稼働率（注３）は86.1％と引き続き高水準を維持しており、これは、コアワーカー（注４）の拡大により安定した稼働を実現できたことによるものであります。

以上の結果、当連結会計年度において登録ワーカー数は1,274万人を超え、また、登録クライアント事業所数は41.7万拠点を超えて、流通総額（注５）は117,202百万円となりました。

また、当連結会計年度における売上高は34,289,287千円、営業利益は6,747,465千円、経常利益は6,670,474千円、親会社株主に帰属する当期純利益は5,310,231千円となりました。

なお、当社グループは「タイミー」事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

（注１）月に少なくとも１つの求人情報を掲載した登録クライアント事業所数

（注２）Cost Per Installの略であり、新規ワーカーの一人あたり獲得コスト

（注３）2025年10月期の稼働人数を募集人数で除して算出
（注４）ひと月あたり８回以上就業する既存ワーカー
（注５）ワーカーに支払う賃金報酬等の合計額

（２）資金調達等についての状況

① 資金調達

資金の機動的かつ安定的な調達に向け、取引銀行９行との間で当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における借入実行残高は11,100,000千円となっております。

また、ストック・オプションとしての新株予約権の権利行使により、総額143,073千円の資金調達を行っております。

② 設備投資

当連結会計年度の設備投資の総額は564,659千円であり、主にオフィス移転によるものであります。また、当連結会計年度における重要な設備の除却又は売却はありません。

③ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

当社は、2025年８月29日をもって、スキマワークス株式会社の発行済株式の全てを取得し、100%子会社といたしました。

（３）財産及び損益の状況

①　企業集団の財産及び損益の状況

区分	第６期 自 2021年11月１日 至 2022年10月31日	第７期 自 2022年11月１日 至 2023年10月31日	第８期 自 2023年11月１日 至 2024年10月31日	第９期 自 2024年11月１日 至 2025年10月31日
売上高	－	－	－	34,289,287千円
営業利益	－	－	－	6,747,465千円
経常利益	－	－	－	6,670,474千円
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	5,310,231千円
１株当たり当期純利益	－	－	－	53.53円
純資産	－	－	－	14,540,647千円
総資産	－	－	－	33,609,174千円

（注）当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、第８期以前の数値については記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第６期 自 2021 年 11 月 1 日 至 2022 年 10 月 31 日	第７期 自 2022 年 11 月 1 日 至 2023 年 10 月 31 日	第８期 自 2023 年 11 月 1 日 至 2024 年 10 月 31 日	第９期 自 2024 年 11 月 1 日 至 2025 年 10 月 31 日
売上高	6,216,517 千円	16,144,584 千円	26,880,693 千円	34,289,287 千円
営業利益	122,719 千円	1,957,637 千円	4,247,676 千円	6,769,772 千円
経常利益	114,997 千円	1,924,345 千円	3,924,631 千円	6,692,781 千円
当期純利益	256,751 千円	1,802,769 千円	2,797,078 千円	5,332,538 千円
１株当たり当期純利益	2.71 円	19.01 円	29.31 円	53.76 円
純資産	4,390,717 千円	6,201,964 千円	9,095,992 千円	14,562,954 千円
総資産	8,789,931 千円	17,800,156 千円	26,575,010 千円	33,445,562 千円

（注）当社は、2024 年３月 31 日付で普通株式１株につき普通株式 3,000 株の割合で株式分割を行っております。第６期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益を算定しております。

（４）対処すべき課題

当社グループが、更なる事業拡大のために対処すべき課題は、以下のとおりであると認識しております。

① サービスの健全性強化

当社グループが、プラットフォームの安全性を維持・強化していくためには、サービスの不正利用を防止し、より一層安心安全にスポットワークのマッチングサービスをご利用いただける環境を整えることが重要な課題であると考えております。当連結会計年度においてはサービスの不正利用対策を強化するため、既存クライアントの実態調査の再実施及び新規クライアントの「タイミー」利用開始に際しての公的書類提出の必須化、クライアントの求人原稿をプラットフォームに掲載前に全件チェックする体制の構築を行いましたが、これらを基盤としてサービスの成長ステージに合わせた運用を行い、引き続きプラットフォームの健全性の維持・強化を図ってまいります。

② 開発力・技術力の強化

競争力のあるアプリケーションを提供していくためには、新たな情報技術やサービスをタイムリーに採用し、常に新しいアプリケーションを創造し続けていくことが重要な課題であると考えております。そのために、労働環境の変化や「タイミー」サービス利用者の要望を効率よく吸収し、質の高いアプリケーションを提供してまいります。

③ 優秀な人材の確保

事業の継続的な成長を実現するためには、優秀な人材を採用すると同時に、全従業員が経営方針を理解して、強い企業文化を醸成していくことが重要であると考えております。スタートアップにおける採用市場は、近年逼迫しておりますが、リファラル採用の推奨や採用イベントの積極的な登壇等の多様な採用チャネルを活用し、優秀な人材を獲得してまいります。

④ 内部管理体制の強化

当社グループは成長段階にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。当社グループが効率的に事業拡大できる体制の確立に向けて、コンプライアンスの徹底及び内部統制の強化を重要な課題として認識しております。これまでも体制整備を進めてまいりましたが、今後も事業規模の拡大に伴って人的補充を行い、定期的な内部監査の実施によるコンプライアンス体制の強化、監査役監査の実施によるコーポレート・ガバナンスの充実などを行っていく方針であります。

⑤ 業務の効率化による生産性向上

事業規模の拡大に備えた増員は、一方で人件費等のコストアップに繋がり当社グループの利益圧迫要因となります。当社グループは、全業務のプロセスの継続的な見直しを行い、無駄を削減し業務の効率化を図ってまいります。また、基幹システムを中心にシステム投資を強化し、インフラ面を改善するとともに業務の省力化による生産性向上を図ってまいります。

⑥ 業務基幹システムの維持・強化

当社グループの業務は、クライアントを個別にかつ的確に管理し、必要な時に迅速に売上情報等の把握ができることが業務遂行上重要であり、その管理の根幹をなす自社開発の基幹システムを安定的に稼働させることが経営戦略上非常に重要な課題であります。昨今の事業拡大、事業の継続的発展に伴い、当該システムに対する負荷は比例的に増大しますので、機能の拡充を継続的に実施していく

方針であります。

⑦ 規律ある投資の実行

従来からテレビコマーシャルやデジタル広告を活用した認知度向上及び顧客拡大のための広告宣伝や、当社サービスを拡大していくための開発人員等の採用など、積極的に投資を行ってまいりました。今後も高い成長率を持続していくために継続的に投資を行っていく方針ですが、費用対効果を考慮するのみならず、営業損益の水準を鑑みたコストコントロールを行い、規律ある投資を実行してまいります。

⑧ 財務基盤の強化

当社グループは、ワーカーに対して、勤務終了後に賃金報酬等の立替払いを行うため、当該立替を行うための手許資金の流動性の確保が重要であると認識しております。2025 年 10 月末時点において９つの金融機関との間で総額 33,000 百万円の当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しており、借入による資金調達も可能であることから、優先的に対処すべき財務上の課題はないと考えておりますが、今後の事業拡大に備えて、更なる内部留保の確保と営業キャッシュ・フローの改善等により財務基盤の強化を図ってまいります。

（５）重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
スキマワークス株式会社	174,999 千円	100%	アウトソーシング事業

（６）主要な事業内容

事業内容	主な商品
「タイミー」事業	クライアントとワーカーのジョブマッチングを実施するスキマバイトサービス

（７）主要な営業所及び使用人の状況（2025 年 10 月 31 日現在）

1. 主要な営業所

本社　　：東京都港区
関西支社　：大阪府大阪市北区
九州支社　：福岡県福岡市中央区
東海支社　：愛知県名古屋市中区
東北支社　：宮城県仙台市宮城野区
中四国支社：広島県広島市中区

北海道支社：北海道札幌市中央区

北信越支社：長野県長野市

2. 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
1,268 名	－

（注）１．従業員数には、アルバイト・パートタイマー等の臨時雇用者は含んでおりません。

２．第９期より連結計算書類を作成しております。そのため、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,240 名（354 名）	+236 名	31.5 歳	2.03 年

（注）従業員数は就業員数であり、社外から当社への出向者を含み、アルバイト・パートタイマー等の臨時雇用者は含まれておりません。アルバイト・パートタイマー等の臨時雇用者の人員数を（）外数で記載しております。

（８）主要な借入先及び借入額（2025 年 10 月 31 日現在）

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	3,700,000 千円
株式会社りそな銀行	3,700,000 千円
株式会社三菱 UFJ 銀行	3,700,000 千円
株式会社日本政策金融公庫	765,100 千円
合計	11,865,100 千円

2．株式に関する事項

(1)　株主の状況（2025年10月31日現在）

①　発行可能株式総数　379,956,000株

②　発行済株式の総数　100,314,000株

③　株主数　54,842名

④　大株主（上位 10 社を記載）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
小川　嶺	21,030,000	20.96
ＩＮＴＥＲＡＣＴＩＶＥ　ＢＲＯＫＥＲＳ　ＬＬＣ	3,746,300	3.73
株式会社Ｒｅｃｏｌｌｅ	3,615,000	3.60
株式会社ＭＩＸＩ	3,124,300	3.11
ＧＯＬＤＭＡＮ，ＳＡＣＨＳ　＆　ＣＯ．ＲＥＧ	2,845,700	2.84
ＳＴＡＴＥ　ＳＴＲＥＥＴ　ＢＡＮＫ　ＡＮＤ　ＴＲＵＳＴ　ＣＯＭＰＡＮＹ　５０５００１	2,395,240	2.39
ＭＯＲＧＡＮ　ＳＴＡＮＬＥＹ　ＳＭＩＴＨ　ＢＡＲＮＥＹ　ＬＬＣ　ＣＬＩＥＮＴＳ　ＦＵＬＬＹ　ＰＡＩＤ　ＳＥＧ　ＡＣＣＯＵＮＴ	2,324,400	2.32
ＵＢＳ　ＡＧ　ＨＯＮＧ　ＫＯＮＧ	2,000,000	1.99
株式会社サイバーエージェント	1,959,900	1.95
野村信託銀行株式会社（投信口）	1,866,800	1.86

(2)　その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

（1）当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

名称			第３回新株予約権
発行決議日			2021年４月15日
新株予約権の数			829個
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 目的となる株式の数 保有者数	730個 2,190,000株 1名（注）1
	取締役（社外取締役）	新株予約権の数 目的となる株式の数 保有者数	－ － －
	監査役	新株予約権の数 目的となる株式の数 保有者数	－ － －
新株予約権の目的となる株式の種類			普通株式（注）2
新株予約権の発行価額			2,800円
新株予約権の行使時の払込金額			42円（注）3
新株予約権の行使期間			自　2021年４月30日 至　2031年４月29日
新株予約権の主な行使条件			（注）4

※　2024年３月31日付で行った普通株式１株を3,000株とする株式分割により、「目的となる株式の数」および「新株予約権の行使時の払込金額」は調整されております。

（注）1．当社取締役の資産管理会社を含んでおります。

2．普通株式の内容は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。新株予約権１個につき目的となる株式数は、3,000株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てます。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

3．新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{新株発行(処分)前の１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

4．新株予約権の行使の条件は次のとおりです。

(1) 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

(a) 行使価額（ただし、(注) 3において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第３項・同第200

条第２項に定める「特に有利な金額である場合」および普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合ならびに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。

(b) 行使価額（ただし、（注）３において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。

(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額（ただし、（注）３において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が行使価額（ただし、（注）３において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格となったとき。

(2) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社の子会社・関連会社の取締役、監査役または従業員もしくは顧問または業務委託先等の社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、辞任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(5) 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

(6) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるものとする。

名称			第８回新株予約権
発行決議日			2022年９月１日
新株予約権の数			300個
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 目的となる株式の数 保有者数	100個 300,000株 1名
	取締役（社外取締役）	新株予約権の数 目的となる株式の数 保有者数	50個 150,000株 1名
	監査役	新株予約権の数 目的となる株式の数 保有者数	－ － －
新株予約権の目的となる株式の種類			普通株式（注）１
新株予約権の発行価額			16,800円
新株予約権の行使時の払込金額			255円（注）２
新株予約権の行使期間			自　2022年９月30日 至　2032年９月29日
新株予約権の主な行使条件			（注）３

※　2024年３月31日付で行った普通株式１株を3,000株とする株式分割により、「目的となる株式の数」および「新株予約権の行使時の払込金額」は調整されております。

（注）1. 「第3回新株予約権」の（注）2に記載のとおりであります。
2. 「第3回新株予約権」の（注）3に記載のとおりであります。
3. 新株予約権の行使の条件は次のとおりです。
(1) 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができない。
(a) 行使価額（ただし、(注) 2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」および普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合ならびに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。
(b) 行使価額（ただし、(注) 2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。
(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額（ただし、(注) 2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、資本政策目的等により当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が行使価額（ただし、(注) 2において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格となったとき。
(2) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社の子会社・関連会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
(3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
(4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
(5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
(6) 各新株予約権者は、割り当てられた本新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる個数を限度として行使することができるものとする。なお、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
(a) 割当日から3年経過した日から4年経過する日まで
割り当てられた本新株予約権の総数の3分の1個まで
(b) 割当日から4年経過した日から5年経過する日まで
割り当てられた本新株予約権の総数の3分の2個まで
(c) 割当日から5年経過した日以降
割り当てられた本新株予約権の総数の3分の3個
(7) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるものとする。

名称			第11回新株予約権
発行決議日			2023年10月16日
新株予約権の数			1,440個
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 目的となる株式の数 保有者数	1,440個 4,320,000株 2名（注）1
	取締役（社外取締役）	新株予約権の数 目的となる株式の数 保有者数	－ － －
	監査役	新株予約権の数 目的となる株式の数 保有者数	－ － －
新株予約権の目的となる株式の種類			普通株式（注）2
新株予約権の発行価額			5,887円
新株予約権の行使時の払込金額			619円（注）3
新株予約権の行使期間			自　2023年10月31日 至　2033年10月30日
新株予約権の主な行使条件			（注）4

※　2024年３月31日付で行った普通株式１株を3,000株とする株式分割により、「目的となる株式の数」および「新株予約権の行使時の払込金額」は調整されております。

（注）1. 「第3回新株予約権」の（注）1に記載のとおりであります。
2. 「第3回新株予約権」の（注）2に記載のとおりであります。
3. 「第3回新株予約権」の（注）3に記載のとおりであります。
4. 新株予約権の行使の条件は次のとおりです。
(1) 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2024年10月期から2030年10月期までにかかる当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済の当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、いずれかの期の営業利益が次の各号に掲げる条件を満たしている場合に、新株予約権者に割り当てられた新株予約権の個数を限度として、それぞれ定められた割合の個数を達成期の有価証券報告書の提出日の翌日から権利行使期間の末日までに行使することができる。なお、行使可能な本新株予約権の数に１個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
(a) 営業利益が12,000百万円以上の場合
行使可能割合：割り当てられた本新株予約権の総数の３分の１個まで
(b) 営業利益が18,000百万円以上の場合
行使可能割合：割り当てられた本新株予約権の総数の３分の２個まで
(c) 営業利益が25,000百万円以上の場合
行使可能割合：割り当てられた本新株予約権の総数の３分の３個
(2) 新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができない。
(a) 行使価額（ただし、（注）３において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第３項・同第200条第２項に定める「特に有利な金額である場合」および普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合ならびに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。
(b) 行使価額（ただし、（注）３において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。

(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額（ただし、(注) 3 において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、資本政策目的等により当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が行使価額（ただし、(注) 3 において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格となったとき。

(3) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社の子会社・関連会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(6) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

(7) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるものとする。

名称			第12回新株予約権
発行決議日			2023年10月16日
新株予約権の数			182個
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 目的となる株式の数 保有者数	30個 90,000株 1名
	取締役（社外取締役）	新株予約権の数 目的となる株式の数 保有者数	－ － －
	監査役	新株予約権の数 目的となる株式の数 保有者数	－ － －
新株予約権の目的となる株式の種類			普通株式（注）1
新株予約権の発行価額			無償
新株予約権の行使時の払込金額			619円（注）2
新株予約権の行使期間			自　2025年11月１日 至　2033年９月30日
新株予約権の主な行使条件			（注）3

※　2024年３月31日付で行った普通株式１株を3,000株とする株式分割により、「目的となる株式の数」および「新株予約権の行使時の払込金額」は調整されております。

（注）1. 「第3回新株予約権」の（注）2に記載のとおりであります。

2. 「第3回新株予約権」の（注）3に記載のとおりであります。

3. 新株予約権の行使の条件は次のとおりです。

(1) 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社子会社・関連会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における

発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(4) 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

(5) 各新株予約権者は、割り当てられた本新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる個数を限度として行使することができるものとする。なお、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

(a) 割当日から3年経過した日から4年経過する日まで
割り当てられた本新株予約権の総数の3分の1個まで

(b) 割当日から4年経過した日から5年経過する日まで
割り当てられた本新株予約権の総数の3分の2個まで

(c) 割当日から5年経過した日以降
割り当てられた本新株予約権の総数の3分の3個

(6) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるものとする。

名称			第14回新株予約権
発行決議日			2024年４月15日
新株予約権の数			45個
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 目的となる株式の数 保有者数	45個 135,000株 1名
	取締役（社外取締役）	新株予約権の数 目的となる株式の数 保有者数	－ － －
	監査役	新株予約権の数 目的となる株式の数 保有者数	－ － －
新株予約権の目的となる株式の種類			普通株式（注）１
新株予約権の発行価額			無償
新株予約権の行使時の払込金額			1,450円（注）２、３
新株予約権の行使期間			自　2026年５月１日 至　2034年３月31日
新株予約権の主な行使条件			（注）４

（注）１．「第3回新株予約権」の（注）2に記載のとおりであります。

２．「第3回新株予約権」の（注）3に記載のとおりであります。

３．新株予約権の行使時の払込金額については、「新株予約権の割当日が属する事業年度の終結時までの間に、(a)当社の普通株式が金融商品取引所に上場した場合、または(b)当社の普通株式が金融商品取引所に上場せず、かつ、当社が資金調達を目的として普通株式による募集株式の発行を行った場合には、行使価額は、本新株予約権の割当日が属する事業年度の終結時における行使価額と、(a)における募集株式１株あたりの公募価格と、(b)における募集株式１株あたりの払込価額（募集株式の発行を複数回行った場合には、各払込金額のうち最も高い金額）のうち、最も高い金額に調整されるものとする。」としておりました。当社は、2024年７月26日付で東京証券取引所グロース市場に上場したため、新株予約権の行使時の払込金額については、株式１株当たりの売出価格である1,450円に調整されております。

４．新株予約権の行使の条件は次のとおりです。

(1) 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社子会社・関連会社の

取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
(2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
(3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
(4) 本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。
(5) 新株予約権者は、割り当てられた本新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて当該各号に掲げる個数を限度として行使することができるものとする。なお、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
(a) 割当日から3年経過した日から4年経過する日まで
割り当てられた本新株予約権の総数の5分の1個まで
(b) 割当日から4年経過した日から5年経過する日まで
割り当てられた本新株予約権の総数の5分の2個まで
(c) 割当日から5年経過した日から6年経過する日まで
割り当てられた本新株予約権の総数の5分の3個まで
(d) 割当日から6年経過した日から7年経過する日まで
割り当てられた本新株予約権の総数の5分の4個まで
(e) 割当日から7年経過した日以降
割り当てられた本新株予約権の総数の5分の5個
(6) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるものとする。

（２）当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人に交付した新株予約権等の状況

名称	第17回新株予約権
発行決議日	2025年10月15日
新株予約権の数	６個
交付人数	１名
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式　18,000株（注）1
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使時の払込金額	1,494円（注）2
新株予約権の行使期間	自　2027年11月1日 至　2035年9月30日
新株予約権の主な行使条件	（注）3

（注）1. 「第3回新株予約権」の（注）2に記載のとおりであります。
2. 「第3回新株予約権」の（注）3に記載のとおりであります。
3. 新株予約権の行使の条件は次のとおりです。
(1) 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社子会社・関連会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
(2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
(3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
(4) 本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。
(5) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるものとする。

4．会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の状況（2025年10月31日現在）

地　　位	氏　　名	担当および重要な兼任状況等
代表取締役	小川 嶺	
取締役	八木 智昭	
取締役	池田 俊	
取締役	渡辺 雅之	株式会社Foodcode 取締役 Streamhub Ltd. 社外取締役
取締役	渡邉 一正	アソビュー株式会社 社外取締役
常勤監査役	川崎 聖子	スマートニュース株式会社 非常勤監査役
非常勤監査役	池松 邦彦	
非常勤監査役	深野 竜矢	ZeLo FAS 株式会社 代表取締役 税理士法人ZeLo代表社員 WAmazing 株式会社 非常勤監査役 株式会社CINC 非常勤監査役

（注）1. 取締役渡辺雅之氏、渡邉一正氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 監査役川崎聖子氏、池松邦彦氏、深野竜矢氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3. 当社は、取締役渡辺雅之氏および渡邉一正氏、監査役川崎聖子氏、池松邦彦氏および深野竜矢氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4. 監査役川崎聖子氏は、米国公認会計士の資格を有しているため、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、監査役深野竜矢氏は公認会計士の資格を有しているため、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 取締役渡辺雅之氏、渡邉一正氏、監査役川崎聖子氏、池松邦彦氏、深野竜矢氏は、当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は法令の定める額となります。

6. 当社は、保険会社との間で、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員の地位に基づき行なった行為（不作為を含みます。）に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担することとしております。ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことにより起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行なった行為に起因する損害等については、補填されない等の免責事項があります。

（２）当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

1. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。

2. 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬の限度額は、2021年８月28日開催の株主総会の決議により年額１億円以内（決議時点の取締役の員数は４名。ただし、使用人兼務役員の使用人分の報酬は含まない。）と決定しております。その限度額内で、各人の報酬は任意の指名報酬委員会の答申を得たうえで取締役会で決定することとしております。

監査役の報酬の限度額は2021年１月28日開催の株主総会の決議により年額2,000万円以内（決議時点の監査役の員数は３名。）と決定しております。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の報酬額の決定については、2024年12月に任意の指名報酬委員会を設置したことに伴い、株主総会で承認いただいた報酬限度額の範囲内で、任意の指名報酬委員会の答申を得たうえで取締役会で決定しております。

監査役については、監査役の協議にて決定しております。

4. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人数	報酬等の種類別の額（千円）			計（千円）	摘要
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等		
取締役 （うち社外取締役）	５名 （２名）	85,493 (14,333)	- (-)	- (-)	85,493 (14,333)	
監査役 （うち社外監査役）	３名 （３名）	17,160 (17,160)	- (-)	- (-)	17,160 (17,160)	

（３）社外役員に関する事項

1. 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役である渡辺雅之氏は、株式会社Foodcode取締役、Streamhub Ltd.社外取締役を兼任しておりますが、当社と同社との間に特別な利害関係はありません。

社外取締役である渡邉一正氏は、アソビュー株式会社社外取締役を兼任しておりますが、当社と同社との間に特別な利害関係はありません。

2. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

3. 当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	主な活動状況
取締役	渡辺　雅之	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席いたしました。国内外におけるIT企業の起業・経営経験の他、中長期的な戦略立案や事業のグローバル展開に関する豊富な経験も有しており、これらの専門性、経験、見識を活かし、社外取締役として監督・提言を行うことで、適切な役割を果たしております。
取締役	渡邉　一正	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回に出席いたしました。人材業界での長期に渡る勤務経験があり、労働人材市場に関して、深い知見を有するとともに、業界でのリスクマネジメントに関する豊富な経験を有しており、これらの専門性、経験、見識を活かし、社外取締役として監督・提言を行うことで、適切な役割を果たしております。
常勤監査役	川崎　聖子	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。米国公認会計士の資格を有しており、長年にわたる金融サービス業界及びグローバル資本市場における豊富な知識・経験を有していることから、客観的かつ中立の立場で監査・提言を行うことで、適切な役割を果たしております。
非常勤監査役	池松　邦彦	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。長年にわたる人材業界でのマネジメントに関する豊富な知識・経験を有していることから、客観的かつ中立の立場で監査・提言を行うことで、適切な役割を果たしております。
非常勤監査役	深野　竜矢	当事業年度に開催された取締役会19回のうち19回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。公認会計士の資格を有しており、監査法人での監査業務等の経験のほか、スタートアップ業界における財務、会計、マネジメントに関する豊富な知識・経験を有していることから、客観的かつ中立の立場で監査・提言を行うことで、適切な役割を果たしております。

5．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY 新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当社の会計監査人としての報酬等の額	35,000千円
当社及び当社子会社支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	36,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当社の会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の事業規模や特性に照らして、監査計画、監査内容及び監査日数を勘案し、双方協議の上で監査報酬を決定しております。なお、監査報酬額は監査役会の同意を得ております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査役会全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の解任または不再任の可否については、会計監査人の適格性、独立性及び職務の遂行状況等を総合的に勘案し、検討を行います。その結果、解任または不再任が妥当と判断した場合、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提案いたします。

6．業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のような業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、内部統制システムに関する基本方針を定めております。

当社の内部統制システムに関する基本方針の内容及び当該体制の運用状況は以下の通りです。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 「内部統制システム整備の基本方針」において(以下、同じ)、取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合し、企業倫理を重んじ、かつ、社会的責任を果たすため「リスク管理規程」を取締役等に周知徹底させる。

② コンプライアンス管理の主管部門はコーポレート本部とする。

③ 取締役や執行役員によって構成されるリスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスク・コンプライアンスに関する研修・意識共有を行うことにより、リスク・コンプライアンスに関する知識を高め、これを尊重する意識を醸成する。

④ 「取締役会規程」及び「経営会議規程」に基づき、会議体において各取締役及び各部門長の職務の執行状況について円滑な報告がなされる体制を整備する。

⑤ 組織、職制、指揮命令系統及び業務分掌等を定めた「職務分掌規程」、及び各職位の責任体制の運用に関する基本的事項を定めた「職務権限規程」に基づき、これらの規程に従い職務の執行がなされる体制を整備し、経営環境の変化に対応する。

⑥ 連絡先が常勤監査役および法務部に設定された「内部通報窓口」を設置し、社内の法令違反について適切な情報供給がなされる体制を構築する。内部通報窓口の

存在の周知と、運用方法については内部通報規程によって社内に周知し、相談者・通報者に対して不利益な取扱いは行わないこととする。

⑦ 内部監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。

(2) 取締役の職務執行に関する情報の保存および管理に対する体制

取締役の職務執行状況の報告は、取締役会議事録等の文書（関連資料および電子媒体等に記録されたものを含む以下「文書」という）に保存され、その情報の管理については、「文書管理規程」の定めるところによる。

(3) 損失の危機に関する規程その他の体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、それに従いリスク管理に係る「リスク管理規程」を設定し、事業活動への影響の重要性と発生可能性の観点から、より対応が必要なリスクを選定し、そのリスクの顕在化を未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、「職務権限規程」を定めて取締役に一定の範囲で権限・責任を委譲するものとする。

② 取締役会は、「取締役会規程」を定めて取締役会に付議・報告すべき重要事項を規定し、取締役会の効率的な運営を図る。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役からの当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査役が求めた場合には、監査役の職務を補助する使用人を置くこととする。取締役からの独立を確保するため、当該使用人の登用、人事評価・異動については監査役の事前同意を得た上決定するものとし、当該使用人は業務の執行に係る役職を兼務しないものとする。

② 監査役の当該使用人に対する指示の実効性を確保するため、当該使用人は、職務執行に当たっては監査役の指揮命令を受けるものとし、取締役又は内部監査の指揮命令を受けないものとする。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

① 当社の取締役は、法令又は定款に適合せず、あるいはその恐れがある場合、重大な損失の危険がある場合その他重大な問題が発生した場合には、速やかに監査役

に報告することとする。

② 「内部通報規程」に基づく社内の相談窓口は常勤監査役と法務部としており、使用人が社内の不正行為を発見した場合には、その任意の選択により、直接常勤監査役に報告できる体制を整備する。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、監査役は会計監査人及び内部監査と定期的に会合を持ち、それぞれの監査状況を共有し、監査の効率化に努める。

② 監査役が取締役会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、当社は、監査役が重要な会議に出席できる環境を整備するとともに、監査に必要な情報にアクセスできる環境を構築する。

(8) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するために、代表取締役は内部統制システムの整備を経営上の最重要項目の一つと位置づけて財務報告の信頼性確保を推進すること、財務報告における虚偽記載リスクを低減し未然に防ぐよう管理すること、内部監査による業務プロセスのリスク評価の継続的実施と評価結果を代表取締役に報告する体制を整備する。

(9) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

① 当社並びに当社の役員及び従業員が反社会的勢力等に関与し、または利益を供与することを防止することを目的として、「反社会的勢力対応規程」及び「反社会的勢力排除対応マニュアル」を定め、すべての取締役及び監査役並びに使用人に周知徹底する。

② 反社会的勢力等から不当な要求が発生した場合には、代表取締役以下組織全体として対応するとともに、所轄警察担当係・顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備する。

(10) 業務の適正を確保するために必要な体制の運用状況の概要

① コンプライアンス体制およびリスク管理体制

当社は、取締役会において「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」を定め、リスク管理体制及びコンプライアンス体制の整備を行っております。また、全社的なリスクを総括的に管理し、コンプライアンスの維持強化を推進するための機関として、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、想定されるリス

クごとにリスク主管責任部署を置いて、事業上のリスクの早期発見と未然防止に努めるほか、コンプライアンスに係る施策の策定やコンプライアンス上の重要な問題を審議するなどしております。

② 取締役の職務執行について

毎月１回の定時取締役会を開催しております。重要な事項はすべて取締役会に付議し、業績の状況とその対策及び中期的な経営課題への対処についても検討しております。迅速な意思決定が必要な課題が生じた場合には、随時取締役会を開催し、十分な議論のうえで経営上の意思決定を行います。なお、取締役会には監査役も出席し、適宜意見を述べることで経営に関する適切な牽制機能を果たしております。

③ 監査役会について

監査役会は、原則として毎月１回の定期開催と、必要に応じて随時機動的に開催しております。監査役は取締役会に出席し意見を述べるほか、監査計画に基づき重要な決裁書類の閲覧等を通じて、取締役の業務執行状況を監査しております。また、内部監査担当者及び会計監査人との相互の意見交換等を通じて、その実効性を高めるよう努めております。

※ 本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

別紙３－３

監　査　報　告　書

当監査役会は、2024年11月1日から2025年10月31日までの第9期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及びその他の使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類

（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第 118 条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025 年 12 月 19 日

株式会社タイミー　監査役会

常勤監査役　**川崎　聖子**

社外監査役　池松　邦彦

社外監査役　深野　竜矢